

伊奈町人権施策推進指針

【概要版】

誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会を目指して

指針の基本的な考え方

町行政のあらゆる事業は、町民一人ひとりの生活に関連し、様々な人権に深く関わっています。基本理念である「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会を実現する」ために、町民をはじめ地域、学校、企業、ボランティアを含む民間団体などと連携・協働し、人権尊重の意識を醸成する教育・啓発及び人権問題に関する相談・支援などの取組を推進します。



1 人権施策の基本理念

町は、「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会を実現する」ことを基本理念とし、人権施策を進めます。この基本理念は、次の3つが共に実現した社会を表します。

・一人ひとりが個人として尊重される社会

人権とは、全ての人間が生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。一人ひとりに尊厳があり、かけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指します。

・機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会

全ての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、国籍や民族等によって差別されず、それぞれ一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が保障され、誰もが生きがいをもって暮らせる社会の実現を目指します。

・一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

全ての人がそれぞれの文化や価値観を尊重し、それぞれの人格や個性を認め合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

2 指針の性格と目標年次

本指針は、「埼玉県人権施策推進指針」を踏まえるとともに、「伊奈町総合振興計画」や町の個別計画と整合性を図ります。

そして本指針の推進にあたり、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえ、「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会を実現する」ために、町民をはじめ地域、学校、企業、ボランティアを含む民間団体などが多様で多角的な社会参加を通じて、連携や協働することを推進します。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定される地方公共団体の責務として、人権教育・啓発を総合的に推進します。

人権施策を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、2023（令和5）年度から概ね10年間を見通したものとします。なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

人権施策の推進方向（3つの視点）

町行政のあらゆる分野において、次の3つの視点から人権尊重を基調とした事業を総合的に展開します。

I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

II. あらゆる人に対する身近な相談・支援の推進

III. 町民・地域・学校・企業等と協働した地域づくり

伊奈町人権施策推進指針 施策体系

基本理念 「誰もが互いの人権を尊重し、自分らしく生きる社会を実現する」

- ・一人ひとりが個人として尊重される社会
- ・機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会
- ・一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会

人権施策の推進方向（3つの視点）

I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

I-1 人権教育

- (1) 一人ひとりが主体となる人権教育
- (2) 生涯を通じた人権教育
- (3) 人権感覚を培う人権教育
- (4) 共生の心を醸成する人権教育

学校等における人権教育

家庭、地域社会における人権教育

I-2 人権啓発

町民等に対する人権啓発

職員に対する人権啓発

II. あらゆる人に対する身近な相談・支援の推進

相談・支援の充実と救済の連携

III. 町民・地域・学校・企業等と協働した地域づくり

町民・地域と協働した地域づくり

学校・企業と連携した地域づくり

主な人権課題

1 女性 配偶者などからの暴力（DV）や、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。	2 子ども 子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化した、子どもをめぐる問題も複雑、多様化し、子どもの権利に関する重大な問題が発生しています。
3 高齢者 社会構造の変化により、高齢者のみの世帯や単身高齢者が増加、平均寿命が伸長するなかでの認知症高齢者の増加など、高齢者の様々な問題が懸念されています。	4 障がいのある人 障害を理由とする差別を解消することを目的に、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供などが求められていますが、共生社会の実現は未だ十分ではありません。
5 同和問題（部落差別） 同和問題とは、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、様々な差別を受けるなど、我が国固有の人権問題です。	6 外国人 国籍にとらわれず、それぞれの文化、宗教背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要です。
7 感染症に係る人権 エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症を含め、感染症に対する正しい知識や理解が必要です。	8 犯罪被害者やその家族 犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うなどの直接的被害に加え、様々な問題に直面します。
9 アイヌの人々 先住民族であるアイヌの人々は、自然との関わりの中で様々な固有の文化を育んできましたが、民族独自の文化が失われつつあります。アイヌに関する理解を深める必要があります。	10 インターネットによる人権侵害 簡単にインターネットに接続し、誰でも匿名で情報を発信でき、プライバシーの侵害や名誉毀損^{きそん}、他人の誹謗中傷や差別を助長する表現が掲載され、社会的な問題となっています。
11 北朝鮮による拉致問題 拉致問題は、国家主権にかかわる重大な人権侵害です。一刻も早い解決が望まれ、広く拉致問題についての関心と認識を深める必要があります。	12 災害時における人権への配慮 避難所でのプライバシー保護をはじめ、年齢、性別、国籍、障害の有無など、多様な配慮が必要です。
13 性的指向・性自認 恋愛対象の性的指向と、自分の性をどのように認識しているかの性自認のあり方は多様であり、グラデーションを帯びています。社会全体で多様性を理解し、配慮する必要があります。	

このほかにも、様々な人権課題が存在します。人権尊重の視点から適切な教育・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して、効果的な相談・支援活動を積極的に推進します。